

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月20日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 島根県 |
| 3. 市区町村名 | 益田市 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/173/detail-42564.html |

執行機関名 益田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 益田市福祉医療費助成条例(昭和48年益田市条例第11号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親) |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 益田市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年益田市条例第33号)別表第1第4の項 益田市福祉医療費助成条例(昭和48年益田市条例第11号)による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条 | 益田市福祉医療費助成条例第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u> | この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、 <u>もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | <input type="radio"/> 益田市福祉医療費助成条例 <input type="radio"/> 益田市福祉医療費助成条例施行規則 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|----------------------------------|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 | 益田市福祉医療費助成条例第2条第1項第7号 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 益田市福祉医療費助成条例第2条第1項第7号の資格審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ | 益田市福祉医療費助成条例第2条 別表第1 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 |